

1. 最高裁判所事件月表（民事）

令和4年10月分

訟廷事務室統計係

新受・既済・未済別 法廷別	新 受					既 済					未 済					1月からの累計	
	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	新 受	既 済
総 数		197	173	193	563		193	253	216	662	16	590	586	601	1793	6047	5949
民 事 総 数		178	154	175	507		167	222	181	570		522	501	529	1552	5258	5188
特別上告(テ) うち少額異議		4	3	3	10		2	2	3	7		4	4	3	11	55	52
																(2)	(2)
上告(オ) (旧法)																	
		56	50	56	162		51	76	63	190		160	152	161	473	1574	1566
		(48)	(42)	(48)	(138)		(44)	(65)	(55)	(164)		(146)	(136)	(147)	(429)	(1392)	(1400)
上 告 受 理 (受) (並行)		65	59	65	189		65	92	74	231		217	204	218	639	1970	1956
		(48)	(42)	(48)	(138)		(45)	(64)	(55)	(164)		(146)	(136)	(147)	(429)	(1392)	(1402)
			(2)		(2)		(2)			(2)		(1)	(2)		(3)	(18)	(18)
再審(訴訟)(ヤ)												1	1	1	3	8	8
特別抗告(ク) (並行)		37	33	35	105		41	43	34	118		42	39	39	120	1116	1124
												(2)		(2)	(4)	(8)	(7)
許可抗告(許)			1		1		1			1		5	3	6	14	20	12
再審(抗告)(ヤ)		3	3	5	11		1		1	2		68	87	81	236	268	224
民 事 雑(マ)		13	5	11	29		6	9	6	21		25	11	20	56	247	246
行 政 総 数		19	19	18	56		26	31	35	92	16	68	85	72	241	789	761
特別上告(行テ)																	
上告(行ツ) (旧法)																	
		6	6	7	19		11	13	13	37	16	13	18	20	67	289	279
		(5)	(4)	(5)	(14)		(7)	(11)	(12)	(30)		(11)	(15)	(17)	(43)	(233)	(239)
上 告 受 理 (行ヒ) (並行)		7	7	6	20		11	14	18	43		22	25	24	71	323	337
		(5)	(4)	(5)	(14)		(7)	(11)	(12)	(30)		(11)	(15)	(17)	(43)	(233)	(243)
			(1)		(1)			(1)		(1)				(1)	(1)	(9)	(14)
再審(訴訟)(行ナ)																	
特別抗告(行ト) (並行)		4	3	4	11		4	4	3	11		5	4	4	13	79	70
許可抗告(行フ)																	
再審(抗告)(行ナ)		2	2	1	5				1	1		28	34	24	86	93	67
行政 雑(行ニ)			1		1								4		4	5	8

注: 上告(オ)・(行ツ)欄の上段は旧法事件数で、中段は新法事件数で、いずれも外数であり、下段()数値は、並行申立てのある事件数で内数である。

(令和4.1.1.18 訟統印)

上告受理(受)・(行ヒ)欄の中段()数値と特別抗告(ク)・(行ト)欄の下段()数値は、並行申立てのある事件数で内数である。

上告受理(受)・(行ヒ)欄の新受の下段()数値は、係属事件の内で、当月受理決定のされた事件数であり、既済・未済の下段は、受理決定のあった事件数で内数である。

[] 数値は、分配替えがあった事件で新受計・既済計に含まれていない。

2. 最高裁判所事件月表（刑事）

令和4年10月分

事件別	新受・既済・未済別 法廷別	新					受					既					済					1月からの累計	
		大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	新受	既済
総数			117	105	133	355			132	110	133	375			(58) 192	(35) 124	(45) 146	(138) 462			3248	3284	
訴訟事件	総数		53	50	54	157		64	43	60	167		(58) 131	(35) 91	(45) 107	(138) 329			1402	1460			
	第一審判決に対するもの																				1	1	
	うち裁判員関与																						
	控訴審判決に対するもの		53	50	54	157		64	43	60	167		(58) 131	(35) 91	(45) 107	(138) 329			1401	1459			
	うち裁判員関与		7	4	1	12		6	6	6	18		(22) 22	(9) 9	(9) 9	(40) 40			129	138			
非常上告																							
再審																							
訴訟事件以外の事件	総数		64	55	79	198		68	67	73	208		61	33	39	133			1846	1824			
	再審請求				1	1							1	2	2	5			22	26			
	上告受理申立て			2		2			1	1	2			1		1			19	19			
	法廷等の秩序維持に関する法律に基づく特別抗告																						
	判決訂正申立て																		9	9			
	特別抗告申立て		30	26	28	84		42	25	27	94		29	20	24	73			862	819			
	医療観察再抗告			1		1		1	1		2			2		2			30	30			
	費用補償請求																						
	上訴費用補償請求のあったもの																						
	刑事補償請求																						
訴訟費用免除申立て		1	3	6	10			4	4	8		1	1	2	4			79	86				
刑事雑		33	23	44	100		25	36	41	102		30	7	11	48			825	835				
没収の裁判の取消し上告事件																							

3. 上告事件の既済区分表

区分	法廷別	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	
		民事上告	総数		64	91	79
判決				2		2	
決定			64	89	79	232	
その他							
民事受理	総数		76	106	92	274	
判決			2	1		3	
決定			74	104	90	268	
その他				1	2	3	
刑事上告	総数		64	6	43	6	167
判決							
決定			57	6	42	6	152
その他			7	1		7	15

うち裁判員関与 うち裁判員関与 うち裁判員関与 うち裁判員関与 うち裁判員関与

(注1) 刑事に関する掲上数は、すべて人員である。

(注2) 2. 最高裁判所事件月表（刑事）中未済の（ ）数値は、上告受付時に被告人の身柄が勾留中のもので内数である。

4. 上告既済事件の審理期間表

令和4年10月分

受理年度 審理期間		総 数	受 理 年 度 別					審 理 期 間 別							
			4 年	3 年	2 年	元 年	30 年	29 年	2 月 以 内	3 月 以 内	6 月 以 内	1 年 以 内	2 年 以 内	3 年 以 内	5 年 以 内
民事 上告	総 数	234	232	2				93	50	70	19	2			
	大 法 廷														
	第一小法廷	64	64					35	8	18	3				
	第二小法廷	91	89	2				23	24	29	13	2			
	第三小法廷	79	79					35	18	23	3				
民事 受理	総 数	274	270	3	1			91	56	98	25	4			
	大 法 廷														
	第一小法廷	76	74	1	1			34	11	25	4	2			
	第二小法廷	106	104	2				23	24	39	18	2			
	第三小法廷	92	92					34	21	34	3				
刑事 上告	総 数	167	166	1				42	94	30		1			
	うち裁判員関与	18	17	1					11	6		1			
	大 法 廷														
	うち裁判員関与														
	第一小法廷	64	64					15	40	9					
	うち裁判員関与	6	6						4	2					
	第二小法廷	43	42	1				6	24	12		1			
	うち裁判員関与	6	5	1					4	1		1			
	第三小法廷	60	60					21	30	9					
うち裁判員関与	6	6						3	3						